

規制の事前評価書  
(要旨)

令和3年2月  
国家公安委員会・警察庁

(別記様式第5号)

## 規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

規制の名称：クロスボウに係る所持禁止・所持許可制の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和3年2月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

警察庁において平成22年1月1日から令和2年6月30日までの間に検挙されたクロスボウ使用事件について調査したところ、クロスボウが使用された刑法犯が23件把握され、このうち殺人事件（4件）、殺人未遂事件（4件）、強盗致傷事件（2件）、傷害事件（2件）等の故意に人の生命・身体を害する罪の事件が13件と半数以上を占めている。このほか、軽犯罪法違反、動物の愛護及び管理に関する法律違反等の特別法犯事件の検挙も9件あり、同期間の検挙事件は32件にのぼる。

また、令和2年7月以降も、クロスボウが使用された殺人未遂事件が2件発生したほか、暴行事件、器物損壊事件等が発生しているところである。

その要因としては、クロスボウは、引いた弦を固定して引き金を引くことで矢を発射することが可能であり、操作が容易である等の特徴を有し、また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。）において規制されている拳銃や空気銃に匹敵する威力を有しているにもかかわらず、どのような用途・目的であっても、どのような者であっても所持できる状態になっていることが挙げられる。

本改正により、クロスボウに係る規制を新設しなければ、今後もクロスボウが使用された事件が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられるおそれがあることから、クロスボウを所持禁止の対象とした上、標的射撃等一定の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、クロスボウの取扱いに関する講習会を受講した上、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。また、一定の犯罪行為を行った者や他人の生命、身体又は財産を害するおそれのある者等の人的欠格事由を設ける。

規制以外の政策手段として、業界の自主的取組が考えられる。しかし、平成5年にクロスボウの輸入・製造業者から成る「日本クロスボウ安全普及協議会」が設立され、自主規制に関する規約が定められたものの、現在、同協議会は活動しておらず、また、クロスボウの輸入、製造及び販売に関し、全体を統括する業界団体も存在しないため、その自主的取組に期待することは困難である。また、現にクロスボウを所持する者がおり、さらに、海外から直接入手することも可能であるため、クロスボウの所持について規制をかけなければ、クロスボウを使用した凶悪な犯罪を防ぐことはできない。

## 2 直接的な費用の把握

遵守費用としては、所持許可を受ける場合、所持許可申請に係る事務的負担が発生する。  
所持許可を受けない場合、クロスボウを適法に所持できる者へ譲り渡すことにより、現金に換  
価することが可能であるため、遵守費用は発生しない。

<参考>

(所持許可を受ける場合)

- 空気銃に係る所持許可申請に係る手数料の標準額：10,500円
- 空気銃の取扱いに関する講習会に係る手数料の標準額：6,900円

(所持許可を受けない場合)

- 警察に提出又は廃棄されるクロスボウの数：現時点では推定も含め算出不可
- 一台当たりのクロスボウの財産的価値（価格）：数千円～数万円／台

行政費用としては、手数料で賄われる許可申請に対する審査や取扱いに関する講習会の開催の  
事務的負担のほか、所持許可が行われる場合、行政処分に係る事務的負担が発生するが、特段の  
体制の強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。

所持許可が行われない場合、警察が回収したクロスボウの廃棄に係る事務的負担が生じるが、  
これについても費用の増加は僅少である。

<参考>

(所持許可が行われる場合)

- 許可申請に対する審査：所持許可申請に係る手数料の標準額と同額
- 取扱いに関する講習会の開催：取扱いに関する講習会に係る手数料の標準額と同額
- クロスボウに係る行政処分の件数：現時点では推定も含め算出不可

## 3 直接的な効果（便益）の把握

クロスボウの所持を一般的に禁止し、所持許可制を導入することにより、規制対象となるクロ  
スボウを使用した事件を防ぎ、国民の生命及び身体に対する被害の防止が図られる。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

本改正により、一定の行政費用の発生が見込まれる。

他方、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、クロスボウが使用された事件  
が減少し、国民の生命及び身体に対する危害が防止されるといった効果が見込まれることから、  
本改正は妥当である。

## 6 代替案との比較

代替案としては、新たなクロスボウの販売・輸入・製造を禁止する案が考えられる。

遵守費用としては、例外的に販売・輸入・製造の許可を受ける場合には、許可の申請に係る事務的負担が発生する。

行政費用としては、許可申請に対する審査の事務的負担が発生する。

既に販売・輸入・製造されたクロスボウを使用した事件が発生するおそれがあり、効果は限定的である。

規制案と代替案を比較すると、代替案では上記遵守費用・行政費用が生じ、規制案では所持許可に関する審査等の事務が生じる。これらを単純に比較することは困難であるが、代替案については、上記のとおり、得られる効果が限定的である一方、規制案については、クロスボウが使用された事件の発生を防ぎ、国民の生命及び身体に対する危害を防止できるものであり、得られる効果が大きいことから、規制案を採用することが適当であると考えられ、本改正は妥当である。

## 7 その他の関連事項

警察庁において開催した「クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会」（座長：藤原静雄中央大学大学院法務研究科教授）において、クロスボウの所持等の在り方について検討が行われた。

## 8 事後評価の実施時期等

本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- クロスボウに係る所持許可数
- 警察に提出されるクロスボウの数
- クロスボウが使用された事件の発生状況